

# 障害児福祉手当・特別障害者手当のてびき

## ① 手当の種類

### 障害児福祉手当

在宅(入院中も可)の20歳未満で、身体または精神に重度の障害を持っているために、日常生活上、常時の介護を必要とする児童に対して支給される手当

#### ● 支給対象児童

- ・次ページの③手当の認定基準に該当する方。
- ・在宅である方(グループホーム等を含む)。

※次のような場合には手当は支給されません。

- ・社会福祉施設に入所している場合。  
(社会福祉施設・・・児童養護施設、障害児入所施設、療養介護を行う病院又は障害者支援施設等)
- ・児童本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合。

#### ● 手当額及び支給月

- ・手当額 月額 15,690 円(令和6年4月現在)
- ・支給月 5月(2月～4月分)・8月(5月～7月分)・11月(8月～10月分)・2月(11月～1月分)

### 特別障害者手当

在宅の20歳以上の障害者で、身体または精神に著しく重度の障害があるために、日常生活上、常時特別の介護を必要とする方に対して支給される手当

#### ● 支給対象者

- ・次ページの③手当の認定基準に該当する方。
- ・在宅である方(グループホーム・サービス高齢者住宅等を含む)。

※次のような場合には手当は支給されません。

- ・社会福祉施設に入所している場合。  
(社会福祉施設・・・療養介護を行う病院又は障害者支援施設、特別養護老人ホーム等)
- ・病院、診療所、老人保健施設に3ヶ月を超えて入院している場合。
- ・本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合。

#### ● 手当額及び支給月

- ・手当額 月額 28,840 円(令和6年4月現在)
- ・支給月 5月(2月～4月分)・8月(5月～7月分)・11月(8月～10月分)・2月(11月～1月分)

## ② 新規申請に必要なもの

- (ア) 個人番号(マイナンバー)のわかるもの(申請者及び配偶者及び扶養義務者のもの)及び身分証明書
- (イ) 診断書(用紙は障害によって異なります。窓口で所定の用紙をお渡します)
- (ウ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳(お持ちの方のみ)
- (エ) (申請者が年金受給者の場合)前年の年金受給額のわかる公的年金の源泉徴収票・年金決定通知書・年金支払通知書・年金額改定通知書等のうちいずれか
- (オ) 本人名義の銀行預金通帳

### ③手当の認定基準

#### ●障害児福祉手当

①のいずれかの障害程度に該当する児童

#### ●特別障害者手当

次の①～⑤のうちいずれかに該当する方

- ① ②の障害程度のうちの2項目以上に該当する方。
- ② ②の7項目の障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、③の11項目の障害のうち2項目以上に該当する方。
- ③ ②の(3)から(5)までの障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、④日常生活動作評価表で10点以上となる方。
- ④ ①の(8)に該当する内部障害などで、日常生活上絶対安静の状態にある方。
- ⑤ ①の(9)に該当し、かつ、⑤日常生活能力判定表で14点以上となる方。

A

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (10) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

B

- (1) 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

C

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- (4) そしゃく機能を失ったもの
- (5) 音声又は言語機能を失ったもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- (7) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- (8) 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- (9) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (10) 全各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (11) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注)

- 1 上記障害程度の詳細な基準は、厚生労働省が定めています。
- 2 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。
- 3 上記障害程度の基準は、障害手帳における身体障害認定基準と必ずしも一致するものではありません。



D 日常生活動作評価表 ③の(3)、(4)、(5)のいずれか1つの障害がある方

動作	0点	1点	2点	判定
1 タオルを絞る(水をきれる程度)	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない	
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない	
5 座わる(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する)	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
6 立ち上る	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
7 片足で立つ	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
8 階段の昇降	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。  
つえ・松葉づえ・下肢装具等の補助具等を使用しない状態で判断する。

合計 点  
※10点以上である必要があります

E 日常生活能力判定表 ④の(9)に該当する方



動作	0点	1点	2点	判定
1 食事	ひとりできる	介助があればできる	できない	
2 用便(月経)の始末	ひとりできる	介助があればできる	できない	
3 衣類の着脱	ひとりできる	介助があればできる	できない	
4 簡単な買い物	ひとりできる	介助があればできる	できない	
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

合計 点  
※14点以上である必要があります

## ④所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を共にする扶養義務者の前年の所得が下表の限度額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで手当が支給されません。

(扶養義務者の範囲・・・同一居住している直系血族及び兄弟姉妹。別世帯であっても同一居住していれば対象となる。出稼ぎ等で形式的に別世帯・別居となっている場合も対象となる。)

### 受給者本人

		老人控除対象配偶者・老人扶養親族の数			
		0人	1人	2人	3人
扶養親族の数	0人	3,604,000			
	1人	3,984,000	4,084,000		
	2人	4,364,000	4,464,000	4,564,000	
	3人	4,744,000	4,844,000	4,944,000	5,044,000
	4人	5,124,000	5,224,000	5,324,000	5,424,000
	5人	5,504,000	5,604,000	5,704,000	5,804,000
	6人	5,884,000	5,984,000	6,084,000	6,184,000

(注1) 扶養親族等のうち特定扶養親族がある場合は、上記の限度額に、特定扶養親族1人につき25万円を加算する。

(注2) 扶養親族等が7人以上の場合の限度額は、588万4千円に1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者及び老人扶養親族であるときは、1人につき10万円、特定扶養親族であるときには、1人につき25万円を更に加算)を加算した額とする。

### 配偶者及び扶養義務者

		老人扶養親族の数			
		0人	1人	2人	3人
扶養親族の数	0人	6,287,000			
	1人	6,536,000	6,536,000		
	2人	6,749,000	6,809,000	6,809,000	
	3人	6,962,000	7,022,000	7,082,000	7,082,000
	4人	7,175,000	7,235,000	7,295,000	7,355,000
	5人	7,388,000	7,448,000	7,508,000	7,568,000
	6人	7,601,000	7,661,000	7,721,000	7,781,000

(注3) 扶養親族等が7人以上の場合の限度額は、760万1千円に、1人につき21万3千円加算する。また、扶養親族等が老人扶養親族であるときは、当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときには、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円を更に加算した額とする。

### ◎所得額の計算方法

所得額=年間収入金額-必要経費(給与所得控除額)  
-右表の控除額

※給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、給与所得額と公的年金額等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

### 控除一覧

控除の種類		控除額
障害者控除	普通障害者	270,000円
	特別障害者	400,000円
寡婦控除	一般寡婦	270,000円
	特別寡婦	350,000円
寡夫控除		270,000円
勤労学生控除		270,000円
社会保険料控除	本人	所得税控除金額
	配偶者・扶養義務者	80,000円

### ◎問い合わせ先・申請受付窓口

北部障害者支援課 TEL06-4950-0374 FAX06-6428-5118

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階 北部保健福祉センター内

南部障害者支援課 TEL06-6415-6246 FAX06-6430-6803

〒660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル5階 南部保健福祉センター内

障害福祉課 TEL06-6489-6397 FAX06-6489-6351

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館1階

※各地区保健・福祉申請受付窓口での申請も可能です。